

第1号様式(第6条関係)

広報おしゃまんべ広告掲載申込書

令和 年 月 日

長万部町長 様

〒

住所(所在地)

氏名(名称)

申込者 電話番号

FAX番号

担当者氏名

広報おしゃまんべ広告掲載取扱要綱を遵守の上、次のとおり申し込みします。

記

1 掲載希望月 令和 年 月号 ～ 令和 年 月号

2 掲載希望回数 回

3 掲載広告規格 ☐ 縦4.5cm×横8.8cm(下1段2分の1)

☐ 縦4.5cm×横17.8cm(下1段)

☐ 縦9.5cm×横17.8cm(下1段)

4 掲載広告内容
(広告原稿添付)

(裏面に留意事項記載)

《申込上の留意事項》

- 1 掲載広告の内容は、広報の公共性を損なうおそれのないものとします。
- 2 次の各号に該当する広告は、掲載できません。
 - (1) 広報の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
 - (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
 - (5) 法令上の規制等を受けるもの
 - (6) 前号に掲げるもののほか、広報に掲載することが好ましくないと町長が判断するもの
- 3 広告掲載料は、掲載1回につき次のとおりとします。

(1) 下1段2分の1相当(縦4.5cm×横8.8cm)	2,500円
(2) 下1段(縦4.5cm×横17.8cm)	5,000円
(3) 下1段(縦9.5cm×横17.8cm)	12,000円
- 4 同月に同一企業等は掲載できません。
- 5 広告掲載の申し込みのできる者は、次のとおりとします。
 - (1) 町内に事業所等を有する者及び町内で活動している団体
 - (2) 町外の事業者で町民の日常生活に関する公共的性格があるもの
 - (3) その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めた者
- 6 広報掲載は、受付順とします。
- 7 掲載する広告の原稿は、広告主が作成してください。また、掲載する広告の割付等については町が行います。
- 8 広告は、毎月1日(4月号・新年号及び土・日曜日のときは発行日が異なる)に発行する広報に掲載されます。掲載月号の前月の5日までに申込書を持参の上、まちづくり推進課 企画係までお申し込みください。
- 9 広告の原稿は、希望する大きさの枠の中にあらかじめレイアウトをして提出されるようお願いします。ただし、指定文字(ロゴマーク)や写真・イラストなどを入れる場合は、原本を提出してください。
- 10 広告掲載料は、町長が指定する期日までに、町の発行する納入通知書により、一括納入することとします。

●詳しいことは、まちづくり推進課 企画係(TEL2-2450)までお問い合わせください。